

保険薬局における一部負担金に対するポイント付与禁止に関する考え方

保険薬局における調剤一部負担金に対するポイント付与については、昨年の中医協で以下の考え方が示された。

平成23年11月2日 中央社会保険医療協議会 資料(抜粋)

(2) 対応案

○ 一部負担金等の受領に応じて、専らポイントの付与及びその還元を目的とするポイントカードについては、ポイントの付与を認めないことを原則としてはどうか。

○ 一方で、現金と同様の支払い機能を持つ、クレジットカードや、一定の汎用性のある電子マネーによる支払に伴い生じるポイントの付与は、これらのカードが患者の支払の利便性向上が目的であることに鑑み、やむを得ないものとして認めることとしてはどうか。

○ これらについては、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」及び「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」を改正することとし、各薬局等における準備期間も必要であることから、施行は平成24年4月1日としてはどうか。



- ・現在調剤ポイントを付与している事例が相当程度あった。
- ・禁止規定を明確化した上で、保険薬局における周知及び準備の期間を十分に設けるために、一部改正については、**平成24年10月1日**を施行日としてはどうか。